

議案第54号関係資料

建設関係事業の取扱いについて

平成 16 年 4 月  
秋田市・河辺町・雄和町  
合併協議会

(様式1)

## 行政制度等の調整方針(案)総括表

(45) 建設関係事業

建設専門部会

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
1	道路占用許可関連事務				B	
2	河川の占用許可事務				B	
3	道路の自費工事施工事務				B	
4	証明事務				B	
5	開発行為の指導事務				B	
6	特殊車両通行許可協議事務				B	
7	土地収用に関する業務				B	
8	道路・河川事業用地の取得および建物等の移転補償事務				B	
9	街路用地の登記事務				B	
10	道路・河川用地の登記事務等				B	
11	道路の認定、廃止等に関する業務				B	
12	市町村道・里道の境界確認および証明事務				B	
13	道路台帳整備業務				B	
14	法定外公共物の用途廃止および使用等に関する意見書交付事務				B	
15	駅前広場の管理協定および協議に関する事務		×	×	B	
16	電線共同溝整備事業		×	×	B	
17	人にやさしい歩道づくり事業		×	×	B	
18	交通安全施設等整備事業				B	
19	側溝改良事業				B	
20	舗装道新設事業				B	

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
21	道路改良事業				B	
22	幹線道路整備事業				B	
23	交差点改良事業			×	B	
24	橋りょう整備事業				B	
25	都市計画道路事業			×	B	
26	浸水防止対策事業(排水路整備)		×	×	B	
27	浸水防止対策事業(排水路維持管理)		×	×	B	
28	普通河川等整備事業				B	
29	河川における漂流物の処理に関する事務				B	
30	河川の境界確定に関する事務				B	
31	水門管理委託		×	×	B	
32	準用河川改修事業			×	B	
33	普通河川改修事業			×	B	
34	道路維持修繕事業				B	
35	地下道改修事業			×	B	
36	道路緑化整備事業				B	
37	街路樹病虫害対策事業				B	
38	橋梁維持管理事業				B	
39	公共土木施設災害復旧事業				B	
40	除排雪対策事業				B	

(注1) 該当する項目(事務事業名等)を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

番号	項目（事務事業名等）	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
41	歩道消融雪設備整備（雪みち計画）事業		×		B	
42	消融雪施設修繕事業			×	B	
43	市有建築物ならびに付帯設備の企画、調査、設計、工事監理および評価に関する事務		×	×	B	
44	公共工事コスト縮減に関する事務				B	
45	積算単価に関する事務				B	
46	新たな工事発注に関する事務				B	
47	公共工事再評価に関する事務		×	×	B	
48	技術系職員の研修に関する事務			×	B	
49	建設副産物の調査に関する事務				B	
50	建設リサイクル法関係に関する事務				B	
51	私道整備補助金		×	×	B	
52						
53						
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60						

番号	項目（事務事業名等）	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						

（注1）該当する項目（事務事業名等）を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

（注2）「区分」欄には、調整方針（案）の区分を表示。（A：現行どおり、B：統一、C：廃止）

（注3）「経過措置」欄には、調整方針（案）で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

(様式2)

## 行政制度等の調整方針(案)

(45) 建設関係事業

建設専門部会

項目 (事務事業名等)	現況			課題	調整方針(案)
	秋田市	河辺町	雄和町		
1 道路占用許可関連事務 (道路占用料については、議案第32号使用料、手数料等の取扱いに関する件で協議済み)	道路が常に安全に通行できる状態を確保するため、適正な占用許可をする。占用物件管理システムにより事務処理を行っている。  道路占用料の根拠 ・秋田市道路占用等に関する条例 ・秋田市道路占用等に関する規則 ・秋田市道路占用等事務取扱要綱	道路が常に安全に通行できる状態を確保するため、適正な占用許可をする。電算システムによる事務処理を行っていない。  道路占用料の根拠 ・河辺町道路占用料徴収条例	道路が常に安全に通行できる状態を確保するため、適正な占用許可をする。電算システムによる事務処理を行っていない。  道路占用料の根拠 ・雄和町道路占用料徴収条例	河辺町、雄和町では、電算システムによる事務処理を行っていない。道路占用料が異なる。	合併時に秋田市の制度および電算システムに統一する。  合併時に秋田市の道路占用料に統一する。
2 河川の占用許可事務	河川法、河川法施行令および河川法施行規則の定めによるほか、秋田市準用河川管理条例、秋田市準用河川管理規則により、河川の占用許可事務を行う。	河川法、河川法施行令および河川法施行規則の定めにより、河川敷および河川に係わる許可事務を行う。町の管理条例、管理規則はない。	畑耕作地の円滑な利用を図るため、雄物川河川敷の占用に関する業務を行っている。町が許可事務を行う準用河川はない。	・管理条例および管理規則の統一が必要である。 ・雄和町でのみ畑耕作地の河川敷占用に関する業務を行っている。	合併時に、秋田市の管理条例および管理規則に統一する。また、合併後、畑耕作地の河川敷占用に関する業務を個人申請に切り替える。
3 道路の自費工事施工事務	自費工事施工を承認し、常に安全に通行できる状態を確保する。	自費工事施工を承認し、常に安全に通行できる状態を確保する。	自費工事施工を承認し、常に安全に通行できる状態を確保する。また、農地の無断埋立および道路敷の無断工事による路面排水不良を解消するため、申請者に原材料を支給する。	雄和町のみ原材料を支給している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
4 証明事務	申請に基づき、幅員証明および市道証明事務を行う。	申請に基づき、幅員証明および町道証明事務を行う。	申請に基づき、幅員証明および町道証明事務を行う。		合併時に秋田市の制度に統一する。
5 開発行為の指導事務	開発行為や開発行為に関する工事により設置される公共施設等について、帰属後の維持管理予定者として開発事業者の協議に対し指導を行う。	開発行為や開発行為に関する工事により設置される公共施設等について、帰属後の維持管理予定者として開発事業者の協議に対し指導を行う。	開発行為や開発行為に関する工事により設置される公共施設等について、帰属後の維持管理予定者として開発事業者の協議に対し指導を行う。		合併時に秋田市の制度に統一する。
6 特殊車両通行許可協議事務	道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため、特殊車両通行許可証を交付する。	道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため、特殊車両通行許可証を交付する。	道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため、特殊車両通行許可証を交付する。		合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 ( 事務事業名等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
7 土地収用に関する業務	土地収用法に基づく裁決申請書類の縦覧業務や立会いおよび署名押印業務を行う。	土地収用法に基づく裁決申請書類の縦覧業務や立会いおよび署名押印業務を行う。	土地収用法に基づく裁決申請書類の縦覧業務や立会いおよび署名押印業務を行う。		合併時に秋田市の制度に統一する。
8 道路・河川事業用地の取得および建物等の移転補償事務	事業採択になった起業地の用地補償事務。登記事務は市の担当者が行う。	事業採択になった起業地の用地補償事務。登記事務は委託業者が行う。	事業採択になった起業地の用地補償事務。登記事務は町の担当者が行う。	河辺町のみ登記事務を委託している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
9 街路用地の登記事務	用地買収等により取得した土地および売払等により譲渡した土地の分筆や所有権移転等の登記を行う。	用地買収により取得した土地や過去に買収した未登記の土地について分筆および所有権移転の登記を行う。	用地買収等により取得した土地の分筆や所有権移転の登記を行う。		合併時に秋田市の制度に統一する。
10 道路・河川用地の登記事務等	市道編入に伴う用地の分筆および所有権移転登記を行う。 また、道路又は河川用地の不用物件となる財産処分を行うため、用途廃止、所管替等の事務を行う。  根拠法令 ・道路法、道路法施行法ほか ・秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に係る条例、秋田市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例、秋田市財務規則、秋田市市道認定基準要綱、秋田市道路認定基準要綱実施要領	町道編入に伴う用地の分筆および所有権移転登記を行う。 また、道路又は河川用地の不用物件となる財産処分を行うため、用途廃止、所管替等の事務を行う。  根拠法令 ・道路法、道路法施行法ほか	町道編入に伴う用地の分筆および所有権移転登記を行う。 また、道路用地の不用物件となる財産処分を行うため、用途廃止、所管替等の事務を行う。  根拠法令 ・道路法、道路法施行法ほか ・議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に係る条例、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例、雄和町財務規則	規則などの調整が必要となる。	合併時に秋田市の規則などに統一する。
11 道路の認定、廃止等に関する業務	市道の認定および必要がなくなった路線の廃止について、議会に上程し公示する。 秋田市市道認定基準要綱および秋田市市道認定基準要綱実施要領において、認定基準の必要事項を定めている。 市道編入に伴う用地取得は、寄付受入を原則とする。	町道の認定および必要がなくなった路線の廃止について、議会に上程し公示する。 町道認定基準の定めがなく、議会への陳情に基づき認定事務を行っている。 住民要望に基づく町道編入を行う場合も、用地取得の方法は買収を原則としている。ただし、寄付受入による場合もある。	町道の認定および必要がなくなった路線の廃止について、議会に上程し公示する。 町道認定基準の定めがなく、議会への陳情に基づき認定事務を行っている。 住民要望に基づく町道編入を行う場合も、用地取得の方法は買収を原則としている。ただし、寄付受入による場合もある。	・河辺町、雄和町では、町道認定基準の定めがなく、議会への陳情に基づき認定事務を行っている。 ・河辺町、雄和町では、用地取得を買収により行っている場合がある。	合併時に秋田市の認定基準に統一する。 また、市道認定に係る用地取得については、秋田市の例により寄付受入を原則とする。 なお、現町道は秋田市市道とする。
12 市町村道・里道の境界確認および証明事務	申請により、市道および法定外公共物(里道・水路等)と民地との境界を確認し証明する。	申請により、町道および法定外公共物(里道・水路等)と民地との境界を確認し証明する。	申請により、町道および法定外公共物(里道・水路等)と民地との境界を確認し証明する。		合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
13 道路台帳整備業務	<p>道路の区域、道路の構造、橋梁、踏切等基礎的事項を総括的に把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調書平面図、台帳平面図、現況平面図</li> <li>・市道路線認定網図</li> <li>・道路台帳</li> <li>・橋りょう台帳</li> <li>・鉄道との交差調書</li> <li>・トンネル調書</li> </ul> <p>関連システム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路台帳調書検索システム</li> <li>・認定路線検索システム</li> </ul>	<p>道路区域、道路の構造、橋梁、踏切等基礎的事項を総括的に把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調書平面図、台帳平面図、現況平面図</li> <li>・町道路線認定網図</li> <li>・道路台帳</li> <li>・橋梁台帳</li> <li>・鉄道との交差調書</li> <li>・トンネル調書</li> </ul> <p>関連システムなし</p>	<p>道路の区域、道路の構造、橋梁等を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・台帳平面図、現況平面図</li> <li>・町道認定路線網図</li> <li>・道路台帳</li> <li>・橋梁台帳</li> <li>・トンネル調書</li> </ul> <p>関連システムなし</p>	<p>道路台帳図および調書等の様式が異なるため、台帳更新業務および関連システムのデータ統一についての調整を要する。</p>	<p>合併時に秋田市の制度および関連システムに統一する。</p>
14 法定外公共物の用途廃止および使用等に関する意見書交付事務	<p>個人または法人が、国有地(市道区域外)の払下げまたは使用等を県へ申請するにあたり、意見書を交付する。</p>	<p>個人または法人が、国有地(町道区域外)の払下げまたは使用等を県へ申請するにあたり、意見書を交付する。</p>	<p>個人または法人が、国有地(町道区域外)の払下げまたは使用等を県へ申請するにあたり、意見書を交付する。</p>		<p>合併時に秋田市の制度に統一する。</p>
15 駅前広場の管理協定および協議に関する事務	<p>秋田駅前広場の公共性、利便性を保持し、歩行者・車両等の通行を安全かつ円滑に行うため、東日本旅客鉄道(株)秋田支社と維持管理に関する協定を締結し、維持管理、運営を行っている。</p> <p>秋田駅西口 12,575㎡</p>	<p>該当箇所なし</p>	<p>該当箇所なし</p>		<p>J Rとの協定は現状どおりとする。</p>
16 電線共同溝整備事業	<p>安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性および都市景観の向上を目的に、新電線類地中化計画に基づき整備する。</p> <p>H12～H15 川尻広面線 L=1,982m H16～H18 大堰反線 L= 800m</p>	<p>未実施</p>	<p>未実施</p>	<p>河辺町、雄和町では実施していない。</p>	<p>合併時に秋田市の制度に統一する。</p>

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
17 人にやさしい歩道づくり事業	長寿者、障害者を含むすべての人が円滑に社会参加できるよう歩道を整備する。 学校、病院、駅、福祉施設等公共施設周辺の市道にある歩道について、段差解消、拡幅、点字ブロックの設置などを行う。 H14～H22 歩道改良 6,220m 中通牛島線 740m 大町旭南線 530m 川尻広面線 3,400m 保戸野高陽線 1,550m	未実施	未実施	河辺町、雄和町では実施していない。	合併時に秋田市の制度に統一する。
18 交通安全施設等整備事業	交通事故の減少と交通安全促進のために、交通安全対策特別交付金(反則金)等を利用し、交通安全施設(カーブミラー、照明灯、防護柵、区画線、歩道など)を整備する。	交通事故の減少と交通安全促進のために、交通安全対策特別交付金(反則金)等を利用し、交通安全施設(カーブミラー、照明灯、防護柵、区画線、歩道など)を整備する。	交通事故の減少と交通安全促進のために、交通安全対策特別交付金(反則金)等を利用し、交通安全施設(カーブミラー、照明灯、防護柵、区画線、歩道など)を整備する。		合併時に秋田市の制度に統一する。
19 側溝改良事業	雨水排水能力の向上、カマボコ道路の解消、交通に支障となる電柱等の移設を行いながら道路幅員の有効利用を図り、歩行者の安全確保等のために道路側溝を整備する。	雨水排水能力の向上、交通に支障となる電柱等の移設を行いながら道路幅員の有効利用を図り、歩行者の安全確保等のために道路側溝を整備する。	雨水排水能力の向上、交通に支障となる電柱等の移設を行いながら道路幅員の有効利用を図り、歩行者の安全確保等のために道路側溝を整備する。		合併時に秋田市の制度に統一する。
20 舗装道新設事業	市道認定された未舗装道路を舗装整備する。 ・計画延長 L=10km(H15～H22)	町道認定された未舗装道路を舗装整備する。 ・平成15年度事業なし	道路改良事業とともに舗装等の整備を実施する。		合併時に秋田市の制度に統一する。
21 道路改良事業	安全で快適な道路環境への改善を図るため、道路の拡幅・線形・隅切などの改良を行う。 ・計画延長 L=28,000m(H15～H22)	安全で快適な道路環境への改善を図るため、道路の拡幅・線形・隅切などの改良を行う。 ・計画延長 L=6,992m(H15～H22)	安全で快適な道路環境への改善を図るため、道路の拡幅・線形・隅切などの改良を行う。 ・計画延長 L=7,300m(H15～H22)		合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
22 幹線道路整備事業	主に既成市街地以外の都市計画道路などの幹線道路の整備を行い、幹線道路網のネットワークの形成を図ることにより、地域間の連携強化や交通混雑の緩和などに資する。 ・飯島金足線 L=3200m W=24m (H8~H17) ・南部中央線 L=2200m W=20m (H11~H19)	幹線道路網のネットワークの形成を図ることにより、地域間の連携強化や交通混雑の緩和などに資する。 ・式田1号線 L=360m W=6.0(11.0)m (H12~H16) ・小高線 L=310m W=5.5(9.5)m (H15~H17) ・神内岩見線 L=6,586m W=5.5(7.0)m (H7~H22)	町道路網の骨格を担う幹線道路網の整備を促進し、地域間連携の強化、民生の安定に資する。  今後実施予定 ・鹿野戸安養寺線 L=892m W=6.0(11.0)m ・芝野鹿野戸線 L=200m ・中の沢線 L=1,500m		合併時に秋田市の制度に統一する。
23 交差点改良事業	渋滞交差点に隅切および付加車線等を設け、交通流改善と安全性の向上を図る。 ・古川添交差点ほか2交差点の調査、設計、工事(H15~H20)	渋滞交差点に隅切および付加車線等を設け、交通流改善と安全性の向上を図る。 (道路改良事業で実施)	未実施	雄和町では実施していない。	合併時に秋田市の制度に統一する。
24 橋りょう整備事業	地域間の交通および災害時の緊急路確保のため、老朽化が著しく幅員が狭い橋梁を整備する。 ・新屋桜橋ほか4橋について、調査、設計、工事(H15~H22)	地域間の交通および災害時の緊急路確保のため、老朽化が著しく幅員が狭い橋梁を整備する。 ・式田橋、烏海橋について、調査、設計、工事(H15~H22)	地域間の交通および災害時の緊急路確保のため、老朽化が著しく幅員が狭い橋梁を整備する。 ・本田橋ほか4橋について、調査、設計、工事(H17~H22まで5橋を計画)		合併時に秋田市の制度に統一する。
25 都市計画道路事業	主に既成市街内の都市計画道路の整備を行い、円滑な交通の確保や豊かな公共空間を備えた良好な市街地を形成する。 [整備計画の概要] ・土崎駅前線など16路線、17工区を整備(H15~H22)	主に既成市街内の都市計画道路の整備を行い、円滑な交通の確保や豊かな公共空間を備えた良好な市街地を形成する。 [整備計画の概要] ・神内和田線 L=6,740m W=28m ・前田和田1号線 L=280m W=25m ・前田和田2号線 L=570m W=16m ・和田駅前線 L=360m W=18m ・石川和田駅前線 L=2,530m W=16m	都市計画道路の計画がない。		合併時に秋田市の制度に統一する。
26 浸水防止対策事業(排水路整備)	市街化区域内の生活排水路として利用されている農業用排水路を整備し、排水不良箇所の改善を図る。 ・計画延長 L=14,990m (H15~H22)	未実施	未実施	河辺町、雄和町では、対策箇所が少ないことから本事業を実施していない。	合併時に秋田市の制度に統一する。
27 浸水防止対策事業(排水路維持管理)	市街化区域内の生活排水路として利用されている農業用排水路の浚せつ、草刈りおよび補修を行い、生活環境等の改善を図る。	未実施	未実施	河辺町、雄和町では、対策箇所が少ないことから本事業を実施していない。	合併時に秋田市の制度に統一する。



項 目 ( 事務事業名等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
28 普通河川等整備事業	河道閉塞部の浚せつ等を行い、水害防止と周辺環境整備を図る。	町管理河川において、円滑な流水を維持するため維持管理を行う。	円滑な流水を維持するため、浚せつ等維持管理を行う。		合併時に秋田市の制度に統一する。
29 河川における漂流物の処理に関する事務	・公告 秋田市広報板掲載(秋田さきがけ) ・照会(流域市町村) ・処理	・公告 ・照会(流域市町村) ・処理	・公告 ・照会(流域市町村) ・処理		合併時に秋田市の制度に統一する。
30 河川の境界確定に関する事務	河川法、河川法施行令および河川法施行規則の定めによるほか、秋田市準用河川管理条例および秋田市準用河川管理条例により事務を行っている。	河川法、河川法施行令および河川法施行規則の定めによって事務を行っている。	町が管理する河川法に規定される河川はないが、法定外公共物(水路)について確認事務を行っている。	河辺町、雄和町に管理条例および管理規則がない。	合併時に、秋田市の管理条例および管理規則に統一する。
31 水門管理委託	住宅地への浸水を防止するため、水門開閉の管理業務を土地改良区に委託している。  27箇所	該当箇所なし	該当箇所なし		合併時に秋田市の制度に統一する。
32 準用河川改修事業	宝川の流下能力を向上させ、洪水および災害の防止を図る。 ・改修事業延長 L=1,100m (S60~H16)	洪水および災害の防止を図る。	該当箇所なし		合併時に秋田市の制度に統一する。
33 普通河川改修事業	古川の流下能力を向上させ、下流部の洪水および災害の防止を図る。 ・早期改修延長 L=480m (H12~H20)	町管理河川の護岸修繕を実施している。	未実施	雄和町では実施していない。	合併時に秋田市の制度に統一する。
34 道路維持修繕事業	だれもが安全で、安心して通行できる快適な道路交通を確保する。 ・舗装道の補修・改良 ・道路施設および附属物の修繕 ・側溝清掃および道路清掃 ・草刈り ・砂利道の砕石敷き均しおよび町内会への砕石支給 ・町内会への防塵剤支給	町道の維持修繕 ・修繕(道路穴埋め等補修) ・道路維持草刈工事発注 主要路線等1~2回刈 ・危険木伐採 ・側溝等の改良補修工事 ・U字溝蓋の設置	だれもが安全で、安心して通行できる快適な道路交通を確保する。 ・舗装道の補修、改良 ・道路施設および附属物の修繕 ・側溝および暗渠の清掃 ・草刈り ・砂利道の砕石敷き均し		合併時に秋田市の制度に統一する。
35 地下道改修事業	地下道の安全を確保するため、施設の点検、調査、改修を行う。	施設の維持管理補修を行う。	該当箇所なし		合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 ( 事務事業名等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
36 道路緑化整備事業	<p>景観向上、環境保全、交通安全等快適な環境を形成するため、街路樹の適切な維持管理を行う。</p> <p>また、街路樹の水やり、草刈り、清掃など街路樹の愛護活動をする団体(街路樹愛護会)に対して報償金を支払っている。</p> <p>H15 11団体</p>	<p>景観向上、環境保全、交通安全等快適な環境を形成するため、街路樹の適切な維持管理を行う。</p> <p>街路樹愛護会の制度がない。</p>	<p>景観向上、環境保全、交通安全等快適な環境を形成するため、街路樹の適切な維持管理を行う。</p> <p>街路樹愛護会の制度がない。</p>	<p>河辺町、雄和町に街路樹愛護会の制度がない。</p>	<p>合併時に秋田市の制度に統一し、街路樹愛護会の育成を図る。</p>
37 街路樹病虫害対策事業	<p>街路樹に発生するアメリカシロヒトリ等の病虫害を防除し、街路樹を良い状態に保つ。</p> <p>・害虫薬剤防除業務委託</p>	<p>街路樹に発生するアメリカシロヒトリ等の病虫害を防除し、街路樹を良い状態に保つ。</p> <p>・害虫薬剤防除業務委託</p>	<p>街路樹に発生するアメリカシロヒトリ等の病虫害を防除し、街路樹を良い状態に保つ。</p> <p>・害虫薬剤防除業務</p>		<p>合併時に秋田市の制度に統一する。</p>
38 橋梁維持管理事業	<p>橋の高欄・床版の補修等により、安全に通行できるように維持管理する。</p>	<p>橋の高欄・床版の補修等により、安全に通行できるように維持管理する。</p>	<p>橋の高欄・床版の補修等により、安全に通行できるように維持管理する。</p>		<p>合併時に秋田市の制度に統一する。</p>
39 公共土木施設災害復旧事業	<p>災害を速やかに復旧し、安全を確保する。</p>	<p>災害を速やかに復旧し、安全を確保する。</p>	<p>災害を速やかに復旧し、安全を確保する。</p>		<p>合併後も全市的に速やかな事業実施を図る。</p>

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
40 除排雪対策事業 (その1)	<p>【目的】 だれもが安全で安心して通行できる冬期道路交通の確保を図る。</p> <p>【実施方法】 全市を30地区103ブロックに分け、市直営および委託業者129社により実施する。</p> <p>【作業対象】 〔道路〕 ・除雪延長   主要道路 327km   生活道路 969km   歩 道 221km ・凍結抑制剤散布延長 31km ・広域農道 8.5Km ・県道振替路線 5.0Km 〔施設〕 ・公共施設敷地内は対象外</p> <p>【除雪】 〔主要道路〕 原則早朝除雪とする。</p> <p>〔生活道路〕 パトロールや情報をもとに、地域の道路状況に応じて実施する。</p> <p>〔歩道〕 ・歩道については、道路状況を把握し、状況に応じて実施する。 ・原則早朝除雪とする。</p>	<p>【目的】 だれもが安全で安心して通行できる冬期道路交通の確保を図る。</p> <p>【実施方法】 町直営および委託業者13社により除排雪を実施する。</p> <p>【作業対象】 〔道路〕 ・除雪延長 254路線   主要路線 146km   生活道路 5.2km ・凍結抑制剤散布延長 21.5km ・県道の歩道(県より受託)</p> <p>〔施設〕 ・公共施設敷地内も実施</p> <p>【除雪】 〔主要道路〕 原則早朝除雪とする。</p> <p>〔生活道路〕 幹線道路と併せて実施している。</p> <p>〔歩道〕 ・歩道については、道路状況を把握し、状況に応じて実施する。 ・原則早朝除雪とする。 ・県からの委託作業がある。</p>	<p>【目的】 だれもが安全で安心して通行できる冬期道路交通の確保を図る。</p> <p>【実施方法】 町直営および委託業者4社により除排雪を実施する。</p> <p>【作業対象】 〔道路〕 ・除雪等延長   幹線道路 39.0km   生活道路 104.0km   歩 道 4.8km   融雪剤散布 3.7km</p> <p>〔施設〕 ・公共施設関係   施設敷地内 41箇所     (優先作業)   農道 6路線</p> <p>【除雪】 〔主要道路〕 作業は朝1時より行い、バス路線については午前5時30分までに完了する。</p> <p>〔生活道路〕 幹線道路と併せて実施している。</p> <p>〔歩道〕 歩道除雪は車道除雪終了後とし、降積雪状況等を勘案して実施する。</p>	<p>河辺町、雄和町では公共施設敷地内を除雪対象としており、また雄和町では農道も対象としている。</p> <p>河辺町でのみ、県からの委託作業を行っている。</p>	<p>平成16年度は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。ただし、地域の特性等を考慮し、事業実施する。</p>
40 除排雪対策事業 (その2、前ページからの続き)	<p>【排雪】 歩車道区分のない主要道路の路肩や狭隘な道路の交差点に雪が堆積され、安全な通行確保が困難な場合に実施する。</p>	<p>【排雪】 歩道区分のない主要道路の路肩や狭隘な道路の交差点に雪が堆積され、安全な通行確保が困難な場合に実施する。</p>	<p>【排雪】 自治会と打ち合わせを行いながら実施する。</p>		

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
	<p>【間口除雪】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・除雪により生じた玄関先や車庫前の雪寄せは、各家庭が行うよう指導している。</li> <li>・高齢者や障害者だけの世帯を対象として市が実施している。</li> </ul> <p>【委託単価】</p> <p>〔除雪〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幅員別の作業延長単価(km)とする。(諸経費込み)</li> <li>・月単位の支払い</li> </ul>	<p>【間口除雪】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・除雪により生じた玄関先や車庫前の雪寄せは、各家庭が行うよう指導している。</li> </ul> <p>【委託単価】</p> <p>〔除雪〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機種別の時間借り上げ単価とする。(諸経費別途)</li> <li>・年1回の支払い(年度末)</li> </ul>	<p>【間口除雪】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・除雪により生じた玄関先や車庫前の雪寄せは、各家庭が行うよう指導している。</li> </ul> <p>【委託単価】</p> <p>〔除雪〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機種別の時間借り上げ単価とする。(諸経費別途)</li> <li>・年間平均で入札方式、12月補正する。</li> <li>・年1回の支払い(年度末)</li> </ul>	<p>機械除雪後の間口除雪について、高齢者や障害者など雪弱者への対応が異なる。</p> <p>・業者に委託する場合の単価設定条件が異なる。</p> <p>・支払い時期が異なる。</p>	
41 歩道消融雪設備整備(雪みち計画)事業	冬期間も安全で快適に歩行できるように、歩道の雪を融かすための施設を整備する。	未実施	冬期間も安全で快適に歩行できるように、流雪溝等を整備する。	河辺町では実施していない。	合併時に秋田市の制度に統一する。
42 消融雪施設修繕事業	冬期間の通行の安全を確保するため、融雪施設を点検し、修繕や全面改修をする。	冬期間の通行の安全を確保するため、融雪施設を点検し、修繕や全面改修をする。	未実施	雄和町では実施していない。	合併時に秋田市の制度に統一する。
43 市有建築物ならびに付帯設備の企画、調査、設計、工事監理および評価に関する事務	市民にとって安全で利便性の高い施設を造るため、市有建築物および付帯する設備の企画、調査、設計、工事監理等をおこなう。	未実施	未実施	河辺町、雄和町では、市有建築物および付帯設備工事に関する業務を行う課所がない。	合併時に秋田市の制度を適用する。

項 目 ( 事務事業名等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
44 公共工事コスト縮減に関する事務	設計協議をして、次の効果を図る。 ・ 工事の時間的コストの低減 ・ 施設の品質の向上によるライフサイクルコストの低減 ・ 工事における社会的コストの低減 ・ 工事の効率性向上による長期的コストの低減  協議対象 - 予算額が1,000万円以上の設備工事、3,000万円以上の建築・土木工事	設計協議をして、次の効果を図る。 ・ 工事の時間的コストの低減 ・ 施設の品質の向上によるライフサイクルコストの低減 ・ 工事における社会的コストの低減 ・ 工事の効率性向上による長期的コストの低減  協議対象 - 補助事業についてのみ県と協議	設計協議をして、次の効果を図る。 ・ 工事計画、設計等の見直し ・ 工事発注の効率化、平準化等  協議対象 - 補助事業	設計協議の対象となる工事要件が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。
45 積算単価に関する事務	秋田県が作成した積算基準および単価を運用し、積算業務を適正かつ円滑に行う。	秋田県が作成した積算基準および単価を運用し、積算業務を適正かつ円滑に行う。	秋田県が作成した積算基準および単価を運用し、積算業務を適正かつ円滑に行う。		合併時に秋田市の制度に統一する。
46 新たな工事発注に関する事務	公共工事のコストを縮減するため、公共工事発注の新たな方法を調査・研究する。	公共工事のコストを縮減するため、公共工事発注の新たな方法を調査・研究する。	公共工事のコストを縮減するため、公共工事発注の新たな方法を調査・研究する。		合併時に秋田市の制度に統一する。
47 公共工事再評価に関する事務	公共事業の効率性、透明性の向上を図るため、秋田市公共事業再評価実施要綱に基づき、対象事業を秋田市公共事業再評価審議委員会に諮る。	未実施	未実施	河辺町、雄和町では実施していない。	合併時に秋田市の制度に統一する。
48 技術系職員の研修に関する事務	技術系職員の資質向上のため、研修に関する計画や連絡調整をする。	技術系職員の資質向上のため、研修に関する連絡調整をする。	未実施	雄和町では実施していない。	合併時に秋田市の制度に統一する。
49 建設副産物の調査に関する事務	建設副産物の抑制・再利用の促進・適正処理を推進するため、県および秋田地区建設副産物対策協議会の調査の回答を集計し報告する。	建設副産物の抑制・再利用の促進・適正処理を推進するため、県および秋田地区建設副産物対策協議会の調査の回答を集計し報告する。	建設副産物の抑制・再利用の促進・適正処理を推進するため、県および秋田地区建設副産物対策協議会の調査の回答を集計し報告する。		合併時に秋田市の制度に統一する。
50 建設リサイクル法関係に関する事務	資源の有効な利用の確保および廃棄物の適正な処理を促す。	資源の有効な利用の確保および廃棄物の適正な処理を促す。	資源の有効な利用の確保および廃棄物の適正な処理を促す。		合併時に秋田市の制度に統一する。
51 私道整備補助金 (再掲：議案第33号補助金等の取扱いに関する件で協議済み)	市道認定基準を満たさない私道等の舗装整備により生活環境の向上を図る。  補助率 ・ 通り抜けられる道路 事業費の80% ・ 通り抜けられない道路 事業費の60% ただし、道路敷地が公有地を1/2以上含むときは10%増	未実施	未実施	河辺町、雄和町では実施していない。	合併時に秋田市の制度に統一する。